

昭和大学動物実験規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、昭和大学（以下「本学」という。）において動物実験を計画し実施する際に遵守すべき事項及び実験動物の飼養・保管のための必要事項を示し、科学的観点及び動物愛護に配慮した適切な動物実験の実施を図ることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程の用語の解釈については、「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和48年法律第105号、以下「法」という。）、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」（平成18年環境省告示第88号、以下「飼養保管基準」という。）、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（平成18年文部科学省告示第71号、以下「基本指針」という。）の定義に従うものとする。

(適用範囲)

第3条 この規程は、本学において哺乳動物、鳥類、爬虫類及び両生類を用いて行われるすべての動物実験に適用される。

第2章 責務及び組織

(責 務)

第4条 学長は、本学で実施されるすべての動物実験の実施に関して最終的な責任を負う。

(施設・設備の整備)

第5条 学長は、実験動物を適正に飼養・保管し、動物実験等を適正かつ安全に遂行するために必要な動物実験施設（以下「施設」という。）及び飼育設備（以下「設備」という。）の整備を行う。

(組織体制の整備、動物実験委員会)

第6条 学長は、施設長を任命するとともに、実験動物に関する知識及び経験を有する者を実験動物管理者に充てる。また、実験動物の飼養または保管に従事する飼養者の資質向上を図る。施設職員の構成は、「昭和大学動物実験規程」によるものとする。

第7条 学長は、動物実験計画の審査・承認、履行結果の適正性及び実験の安全管理を行うため、動物実験委員会（以下、「委員会」という。）を置く。また、委員会は動物実験実施者及び飼養者に対する教育訓練を行う。

2 委員会の構成は、次のとおりとする。

(1) 施設長

(2) 医学部教育職員 2名

(3) 歯学部教育職員 2名

(4) 薬学部教育職員 2名

- (5) 保健医療学部教育職員 2 名
 - (6) 富士吉田教育部教育職員 1 名
 - (7) 施設教育職員(実験動物管理者) 1 名
 - (8) 学長が必要と認めた者若干名
- 3 前項第 2 号から第 7 号までの委員は、各教授会の推薦に基づき学長が任命する。その任期は 2 年とし、再任を妨げない。
- 4 委員の任命にあたり、学長は「動物実験等に関して優れた見識を有する者」「実験動物に関して優れた見識を有するもの」及び「その他学識経験を有する者」から構成されるよう配慮しなければならない。
- 5 委員長は施設長とし、委員会を招集する。

第 3 章 実験計画の立案及び承認

(基本原則)

第 8 条 動物実験実施者(以下「実験者」という。)は法に明文化された動物実験の国際原則である 3R(Replacement, Reduction, Refinement)に則って、動物実験計画(以下「実験計画」という。)を立案し、実施しなければならない。

(実験計画書の提出)

第 9 条 実験者のうち動物実験責任者(以下「実験責任者」という。)は、実験計画書を委員会に提出し、その実施に関する承認を得なければならない。

2 実験責任者は、必要に応じて動物実験の専門家の意見を求めるとともに、委員会の指導及び助言を求め、有効かつ適正な実験が行えるよう努めなければならない。

(実験計画書の審査)

第 10 条 委員会は、前条による実験計画書の審査申請を受理した際は、申請のあった実験計画について審議するものとする。審議結果は、速やかに学長に報告する。

(実験計画の承認)

第 11 条 学長は、委員会の審議に基づき、実験計画の実施について承認を与えるか否かの決定を行う。

(実験責任者への通知)

第 12 条 学長が、前条により承認を決定したときは、速やかに動物実験委員長との連名で、文書により当該実験責任者へ通知するものとする。

(改善の勧告、計画の変更又は承認の取り消し)

第 13 条 学長は、承認を与えた実験計画の倫理性などについて疑を生じた場合には、委員会の審議を経て、実験方法の改善の勧告、実験の一時中止、実験計画の変更又は承認の取り消しの決定を行うことができる。

2 学長は、承認の取り消しを行おうとする場合、当該実験の実施について各監督官庁の承認を受けている実験に関しては、実験の一時中止を命ずるとともに、あらかじめ監督官庁の了解を受けるものとする。

第4章 実験動物の導入

(実験動物の検収)

第14条 実験動物は合法的に入手しなければならない。また、実験者は、実験動物管理者に導入する実験動物に関する微生物学的品質についての情報を提供しなければならない。

第15条 実験者は、実験動物管理者及び飼養者の協力を得て、実験動物の発注条件、異常、死亡の有無等を確認し、実験動物の状態、輸送方法及び輸送所要時間等を記録する。

(実験動物の検疫と馴化)

第16条 実験者は、実験動物管理者及び飼養者の協力を得て、必要に応じ検疫を行うとともに、導入実験動物の新しい飼育環境への馴化に努めなければならない。

(特殊動物の検収)

第17条 遺伝子組換え動物や特定外来生物の授受及びげっ歯目に属する実験動物の輸入は関連法規に従わなければならない。

第5章 実験動物の飼養及び保管

(基本原則)

第18条 実験者、実験動物管理者及び飼養者は、動物愛護に配慮しながら動物実験等のデータの科学的信頼性を高め、かつ安全性を確保するために、法令、飼養保管基準及び基本指針を踏まえ、実験動物を適切に飼養・保管しなければならない。

(実験動物の健康管理)

第19条 実験者は、実験動物管理者及び飼養者の協力を得て、実験動物の導入時から、実験中、実験終了、不要時に至るすべての期間にわたって実験動物の状態を観察し、適切な処置を施すものとする。

第20条 実験動物管理者、飼養者及び実験者は、実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切に給餌及び給水を行わなければならない。

第21条 実験動物管理者、飼養者及び実験者は、実験動物が動物実験等の目的と無関係に傷害を負い、または疾病にかかることを予防するため、必要な健康管理を行う。また、動物実験等の目的と無関係に傷害を負い、または疾病にかかった場合は、動物実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な治療等を行う。

第22条 実験動物管理者及び飼養者は、施設内での感染症の発生を予防するため動物種や動物実験等の目的に応じて、実験動物の検疫、隔離ならびに定期的な微生物モニタリングを実施しなければならない。

第6章 実験操作

(基本原則)

第23条 動物実験の実施に当たっては、科学上の利用に必要な限度において実験動物に与える苦痛を軽減しなければならない

(苦痛の軽減)

第24条 実験者は、研究の目的を損なわない範囲で実験動物の苦痛をできるだけ軽減するため、

適切な鎮痛処理、麻酔および術後管理等を施さなければならない。

2 この場合、必要に応じ実験動物管理者及び飼養者の協力を得ることができる。

第7章 実験終了後の処置

(安楽死処置)

第25条 実験者は、動物実験計画に従って動物実験終了後に実験動物を処分する場合、あるいは動物実験等の過程で実験動物に激しい苦痛がみられ、麻酔、鎮痛処理を加えることが研究遂行上適用できないと判断された場合は、動物実験実施者が安楽死処置を行う。

第26条 安楽死処置するときには、致死量以上の麻酔薬を投与するか又は頸椎脱臼を行う等、実験動物を速やかに苦痛から解放するよう処置しなければならない。

(実験動物の処分)

第27条 実験者は、実験動物管理者の指示に従い、実験動物死体を適切に処分するものとする。

2 この場合、人の健康被害及び環境汚染の防止に努めなければならない。

第8章 安全管理等に特に注意を払う必要のある実験

(基本原則)

第28条 物理的、化学的な材料あるいは病原体を取り扱う動物実験においては、人の安全を確保することはもとより、飼育環境の汚染により動物に障害を受けたり、実験結果のデータの信頼性が損なわれたりすることがないように、十分に配慮する。なお実験施設の周囲の汚染防止については、施設、設備の状況を踏まえつつ、特に注意を払う必要がある。

(放射性物質及び放射線を用いる実験)

第29条 放射性物質及び放射線を用いる実験に際しては、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」(昭和32年法律167号、昭和56年改正)等の関連法規及び本学が別に定める放射線予防規程に従うものとする。

(病原体を用いる実験)

第30条 病原体を用いて動物実験を行う場合には、人の安全を確保し、実験動物間の汚染の防御に配慮しなければならない。

(遺伝子組換え体を用いる実験)

第31条 遺伝子組換え体を用いる動物実験を行う場合には、「昭和大学遺伝子組換え実験安全管理規程」等を遵守するものとする。

(その他の危険物質を用いる実験)

第32条 発癌性、変異原性試験等危険性のある物質を用いる動物実験、あるいは安全性未確認の物質を用いる動物実験を行う場合には、物質の量、濃度によっては関連法規の適用を受けることもあるので注意しなければならない。

第9章 教育訓練の実施

(教育訓練の実施)

第33条 学長は、委員会及び施設長の協力のもと、実験者及び飼養者に対し、動物実験等の実施

並びに実験動物の飼養及び保管を適切に実施するために必要な基礎知識の習得を目的とした、教育訓練を実施しなければならない。

第10章 自己点検・評価等

(自己点検・評価等)

第34条 学長は、本学の動物実験等の実施に関して、自己点検・評価及び検証を行う。また、本学の実験動物等に関する情報について、適切な方法により公表しなければならない。

附 則

1. この規程は、平成28年4月1日から施行する。
2. この規程の制定に伴い、平成28年3月31日をもって「昭和大学動物実験規程」（平成24年4月1日施行）は、廃止する。
3. この規程の改廃は、委員会及び共同研究施設会議の審議を経て、学部長会の承認を要するものとする。